

「子ども手当について」

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。
子どもを養育している方に対し、子どもが中学校を卒業するまでの間、月額13,000円を支給します。

対象者		手続きの有無
1	平成21年度に「児童手当」を受給し、平成22年4月現在、中学2・3年生の子どもが	いない方 手続きは不要です。 「児童手当」から「子ども手当」へ自動的に継続します。
2		いる方 手続きが必要です。 「子ども手当額改定請求書」を提出ください。
3	平成21年度に所得制限により「児童手当」を受給出来なかった方	手続きが必要です。 「子ども手当認定請求書」を提出ください。
4	平成22年4月現在、中学2・3年生の子どものみがいる方	

※子ども手当を新たに認定請求する必要がある方（表3・4に該当の方）、手当の額が追加となり請求が必要な方（表2に該当の方）に対して必要な請求書を送付しておりますが、該当する子どもがいるのに請求書等が送ってきていない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

※公務員の方は、職場での手続きとなります。

●問い合わせ先

役場住民課福祉班 ☎78-3111 (116)

計量器の定期検査について

取引や証明に使用する計量器は法律（計量法第19条）により、2年に1回の定期検査を受けるよう義務付けられています。つきましては、下記の日程で検査が行われますので、該当する計量器をお持ちの方は受検されますようお願いいたします。

●日 時 6月21日（月）

午前10時30分～午後4時

●場 所 改善センター（役場横）

●持参品 計量器、手数料

※1台あたり500円～2,200円

●対象計量器

- ・商店などで商品の売買に使用するばかり
- ・病院、薬局などで使用する調剤用のはかり
- ・学校、病院、保育園などで使用する体重測定用ばかり
- ・農協、漁協など流通物資の集荷、出荷などに使用するばかり
- ・宅配など運送業者が貨物の運賃算出用に使用するばかり
- ・農業、漁業などの生産者が生産物などの売買に使用するばかり

●問い合わせ先

熊本県産業技術センター計量検定室 ☎096-369-2151

（社）熊本県計量協会

☎096-367-7816

役場振興課自立振興班

☎78-3111 (225)

水俣高校及び水俣工業高校
の再編・統合について

両校を新しい学校として発展的に再編・統合し、現在の学科を生かした学科を設置します。

◆新校開設年度
平成24年度

◆校地 現水俣高校。

◆募集定員

全日制280人（7学級）

定時制 40人（1学級）

※新校の開校により、水俣高校及び水俣工業高校は募集停止となります。ただし、在校生がいる間（全日制課程2年間、定時制課程3年間）は両校とも存続します。

◆新校において設置する学科

【全日制課程】

①普通科4学級

②商業科1学級

③機械科1学級

④電気建築システム科1学級

（電気・建築コース各20人）

【定時制課程】

商業科1学級

◆問い合わせ先

水俣地区新設高校開設準備室

（熊本県立水俣高等学校内）

☎63-1261（代表）